

平成24年度別海町まちづくり懇談会（西春別地域）会議録

日 時： 平成24年7月13日（金） 19時00分～21時00分

場 所： 西公民館

参加者： 35名（男性26名・女性9名）

町側参加者：水沼町長、磯田副町長、山口教育長、竹中総務部長、佐藤福祉部長、有田産業振興部長、大島教育部長、真籠病院事務長、永野建設水道部次長、田保福祉部次長、大槻商工観光課長、千葉事業課長、白崎西春別支所長、竹中特別養護老人ホーム建設準備室主幹、高橋特別養護老人ホーム建設準備室主事
事務局（総合政策課）

西春別地域 別海町まちづくり懇談会次第

1 開 会 （総務部長）

2 挨拶 （町長）

本日は、たくさんの皆さんにまちづくり懇談会へお集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃から町行政に対しまして、特段のご理解・ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今年の冬におきましては例年になく大変寒い日が続き、また春先も肌寒さが続いておりましたが、ようやく夏らしい天候になってきました。農家の皆様におきましては仕事のほうも若干遅れてはありましたが、牧草の収穫のほうもそれぞれ順調に進んでいると聞きまして、農家の皆様も安堵しているのではないかなと思っております。

さて、ＴＰＰの問題でございますが、機会があるごとに申し上げてきましたが、本町といたしましては北海道の酪農を代表する立場として、このＴＰＰ交渉への参加には強く反対を表明しているところでございます。今後とも、全国一の酪農の町といたしまして国民の食料を確保し、また供給責任を果たすため農業団体と連携をし、農業者が意欲的に運営できますよう、国と関係機関に積極的に要望・要請などを行ってまいりたいと思っております。

また、別海町の第6次総合計画であります、本年度で4年目を迎えておりますが、これまで「笑顔あふれる豊かさ実感のまち」をメインテーマに掲げまして、厳しい財政状況の下ではございますが、各施策に取り組みまして、計画を推進してまいりまし

た。今後さらに、堅実な計画実施を図るために、町民の皆さんのさまざまなご意見をしっかり聞かせていただきまして、行政施策の中に反映していくことが、協働のまちづくりでありまして、私どもの思いでございます。本日の懇談会におきましても、皆様の町行政に対する日頃の思いや、色々なご質問・ご意見をいただければと思っていますところでございます。

この後、皆様との懇談に入るわけですが、その前に２点ほど行政報告という形で町のほうから説明させていただきます。詳しい内容につきましては、後ほど担当から説明をしますが、私からは概略だけお話させていただきます。

一点目は、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの建替えと経営移譲に関する件でございます。まず、町内の介護施設につきましては、多くの方が入所を待っている状況が続いておりまして、特に特別養護老人ホームにつきましては、毎年１００人近くの方が待機という状況です。今後も団塊の世代の高齢化によって、介護を必要とする高齢者が急速に増加することが見込まれます。そのことから、高齢対策については、今後も積極的に取り組んでいく必要があると考えております。



特別養護老人ホームにつきましては、建物の老朽化に伴いまして、平成１９年度から建替え計画の検討を始めてまいりました。また、施設整備に合わせて、補助制度の検討や指定管理者制度への移行、及び公設公営、公設民営、民設民営などの検討もおこなってきたところでございます。その中で、建替え及び経営につきましては、民間でできることは民間へ委託、利用者ニーズへのスピーディな対応を図る、介護サービスの質的向上を図り、これらを踏まえまして、民設民営化の方向で調整を進めてまいりました。民設民営化に向けまして、経営移譲先であります社会福祉法人別海柏の実会との基本的な考え方が概ね合意に達したところでございますことから、本施設の建替えと経営移譲に関し、今後の計画についてご説明するものでございます。

２点目は、交流センター（旧郊楽苑）についてでございます。私は就任以来、財政の悪化については、行政継続の大きな支障になるとの危機感から、あらゆる事業を見直しまして、財政の健全化に努めて参りました。その中でも、第三セクターの見直しは、施設の老朽化や維持補修費の財政負担が大きいことから、特に難しい事案でもございました。とりわけ、交流センターの運営については、毎年多額な赤字補填と維持補修費を要することから、難しい事案でございましたが、町民の皆様方の強い要請もございまして、施設を存続するための検討を重ねたところでございます。その結果、民間活力の導入が望ましいと判断いたしまして、当初は施設売却を予定しましたが応募者がいなかったことから、賃貸施設として株式会社郊楽苑に施設を貸付し、現在に至っている状況でございます。

この交流センターにつきましては、当初、枚方市との交流や地域観光の受入を目的

として建設されたものでございますが、現在は別海市街地唯一の温泉施設でもあり、公衆浴場としての役割も担っております。また、各種イベント時の宿泊の確保、観光客の受入など地域経済への波及効果、あるいは地元物産の発信、災害時の避難の受入施設の機能など、町としても必要な施設と考えております。

そのような中、交流センターに関しましては、維持補修費は借主の株式会社郊楽苑が負担をしておりましたが、民法によれば、貸し手には修繕する義務が課せられており、修繕した費用について徴収することは難しいことや、また借地借家法でも、借主の保護がうたわれておりまして、法令的にも現状では所有者責任として適切ではないことから、見直しをいたしたいと考えております。

町としては一民間企業が施設の維持補修等の経費を負担し、町有財産であります交流センターの一部を保有することについては適切ではないとの判断をいたしました。この判断によりまして、施設運営に必要な経費につきましては、これまで株式会社郊楽苑が投資をしていた資産相当額を町が負担することとしたというのが、これまでの交流センターの経過説明と今後の町としての方針でございます。

以上2点につきまして、概略について説明させていただきました。本日の懇談会につきましてはご説明した2点の他に特にテーマを設けておりませんが、これらを含めまして町民の皆様のさまざまなご意見をいただきまして、これからの行政運営に反映していきたいと考えております。限られた時間ではございますが、お集まりいただきました皆さんから貴重なご意見を数多く頂戴したいと思っておりますので、進行についてもご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 職員紹介（総務部長）

4 日程説明（総務部長）

5 特別養護老人ホーム等建替えと経営移譲について（福祉部次長）

資料の「特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲について」をご覧ください。特別養護老人ホームとデイサービスセンターの建替えと経営移譲及び経営後どうなるのか、特に皆様が知りたいと思われることにつきまして、資料太字の見出し順にご説明させていただきます。

はじめに、「なぜ民営化するのですか」につきましては、これまでは様々な分野において別海町がサービスの提供者となってきましたが、最近は高齢者の介護サービスなど、社会福祉法人や NPO 法人がサービスの提供者となり行われております。このような状況から、町としてもコストの削減だけを目的とするものではなく、民間でできることは民間に委ねることを基本とし、既存の行政サービスをさらに向上させ、かつ多様で柔軟なサービスが可能な民間の活力を生かしていくことが必須と考え、民営化を計画したものでございます。

次に「経営移譲の相手はどこですか」につきましては、これらの施設は住民にとって重要な施設でございますので、経営移譲の相手方には施設運営の安定性や継続性の確保の観点から、地元で障害者福祉施設を長く良好な運営実績を有する「社会福祉法人べつかい柏の実会」とし、協議を重ねております。また、新施設の建替え、施設の運営方針などは、双方の意見がほぼ一致しておりますので、基本合意の締結に向け今後も協議を続けてまいります。

次に「介護サービスは低下しませんか」につきましては、現在のサービスの内容を低下させることのないよう継続するとともに、民営化により、さらにサービスの向上を目指します。また、家族・社会福祉法人・町によるサービスのチェック体制を確立し、苦情などが生じないように対応いたします。

次に「民営化されるとどうなりますか」の（１）スタッフにつきましては、特に介護職員は、入所者や家族の皆様と顔なじみの町職員から社会福祉法人の職員に変わるものと思われますが、法人の職員となる介護職員をできるだけ早い時期に特別養護老人ホームで研修や勤務ができるようにし、個別のケースなどはスムーズに移行できるよう進めます。



（２）利用料につきましては、介護保険法で規定されておりますので、公営・民営にかかわらず、同様の負担となります。平成２６年度に建設を予定しております新施設は、国の方針、補助金の交付要綱などを考慮し、全室個室を計画しておりますので、新たに室料が増額されます。個室化により入所者の経済負担が大きくなりますが、民

営化することで社会福祉法人による利用者負担の軽減制度を活用することが可能となり、生活保護を受給されている方や低所得者の方も入所可能な施設となります。また、これ以外の方に対する軽減措置につきましても、今後検討させていただきます。

（３）入所されている方が民営化後の施設及び新施設に引き続き入所を希望する場合は、継続して入所をすることができます。また、待機者となっている方につきましても、その取扱いを引継ぎいたします。入所判定の取扱いは選考の透明性及び公平性が求められますことから、社会福祉法人が設置する入所判定委員会に町職員のほかに公正・中立な第三者を参加させることといたします。

次に「なぜ建替えが必要なのですか」につきましては、特別養護老人ホームは新耐震基準以前の昭和４９年に開設された建物で、老朽化が著しいことから入所者が安心して暮らせる生活の場を確保するため、またデイサービスセンターは利用者の増加により１日辺りの定員数を増員したところ手狭な施設となりましたので、特別養護老人ホームとデイサービスセンターを一体化した施設に建替えようとするものでございます。

次に「どのような施設になりますか」につきましては、新施設は従来の４人部屋な

どの多床室方式から、全室個室としたユニットケアの導入を考えております。資料の3枚目、個室ユニットケアイメージ図をご覧ください。この図は1ユニットのイメージ図となります。中央に共同スペースを設け、その周りに10の居室と風呂などを設置する間取りとなります。居室は基準により10.65平方メートル、概ね6畳の広さでございます。風呂はこの図には描かれておりませんが、1ユニットに1つ、あるいは2つのユニットに1つ設置されます。トイレは個室ごとに設置されている施設も多数ございます。

個室ユニットケアとは、入所者ひとりひとりの尊厳を重視し、家庭や地域の中で送っていたその人らしい生活が続けられるように施設の居室を個室とし、1ユニット10人以下のグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で介護を行うものです。従来の施設ではプライバシーを守ることができず、同室者に気兼ねをしながら生活をしなければならないというのが現状ですが、個室にすることで誰にも気兼ねせず自分のペースで生活ができ、今までの生活習慣を維持することができます。

従来、多床室では入所者同士の交流が活発に行われるが、個室では引きこもりや孤立につながりやすい、1人部屋は寂しいからかわいそう、などという意見もありましたが、平成15年版厚生労働白書では現実はこちらと全く逆であることが調査により明らかになっております。個室化された施設の方が入所者の個室での滞在率が低い、引きこもりが少ないこと、共同スペースでの入所者間の交流の活発化をもたらすことなどが報告されております。また、個室化することは、馴染みの家具などを持ち込め、自分らしい生活を継続しやすくなることや、認知症の方の戸惑いや混乱から来る行動障害が減少したり、同室者間の人間関係のトラブルが回避されることなどのメリットがあります。家族の面会につきましても、同室者に気兼ねせず、ゆったりとしたなかで交流ができ、家族の訪問回数や滞在時間が増えたという報告もございます。さらに、個室であれば身内だけの濃密な時間が保証され、悔いの残らない看取りをすることが可能となります。

次に、建替えと同時に特別養護老人ホームの入所定員を4人増員し90人に、短期入所定員を2人増員し10人とする計画でございます。

次に、2枚目の上段になります。「これからの計画はどのようになっていますか」につきましては、平成24年度、今年度は経営移譲に係る「社会福祉法人べつかい柏の実会」との基本合意の締結、新施設の基本設計、設計予定地の地耐力調査を計画しております。平成25年度、来年度は、経営移譲に係る社会福祉法人との協定書の締結、新施設の実施設計などを計画しております。平成26年4月1日に社会福祉法人へ経営移譲し、6月ごろに新施設の工事を着工し、平成27年2月中に施設を完成させ利用者の引越しを行い、平成27年3月から新施設での供用開始を計画しております。なお、新施設は特別養護老人ホームの隣接地を候補地としております。

以上、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの建替えと経営移譲についての説明を終わらせていただきます。

6 交流センター（旧郊楽苑）の経過について（産業振興部長）

交流センター、旧郊楽苑に関わる今までの経過、今後の取り進め方についてご説明させていただきます。交流センターは、平成元年から平成3年にかけて、約8億6千9百万円を投じまして、友好都市との交流や、通過型観光から滞在型観光への転換を担う拠点施設として別海町が建設しました。別海町、町内農漁協、商工会、大地みらい信用金庫が出資する第三セクターによりまして、平成21年2月まで営業を行っておりました。平成3年、交流センターの建設にあたりましては、地元民間同業者との調整などから宿泊客の部屋数といったものを制限し、当初から、設置目的を最優先とした施設でありまして、運営内容は非常に厳しいことが予想されていまして。このため、郊楽苑の運営・維持には年間1千3百万円から多い年度で9千万円という町の補助金が支出されまして、赤字が恒常化しておりました。しかしながら、町民皆様方の強い要請もありましてなんとか行財政改革のなかで施設を存続してきたところです。

しかし、平成20年にこの恒常的な多額の赤字の解消と、よりいっそうの有効的な施設運営は、民間活力の導入が望ましいとの判断から、第三セクターである株式会社べつかい振興公社を平成21年3月31日付けで解散することを前提としまして、売却する公募を平成20年12月26日付けで行いました。しかし、契約に至りませんでした。そのため、平成21年5月1日に賃貸施設として再公募を行いました。その結果、資格審査を経まして平成21年7月27日付けで株式会社郊楽苑と契約を締結し、現在に至っているところです。

今後の取り扱いについてでございますけれども、施設の借受事業者募集要綱におきましては、現状有姿での貸付ということで募集いたしました。一民間企業が施設維持補修等の経費を負担し、郊楽苑施設の財産の一部を保有させるということは、株式会社郊楽苑に関わらず経営者が変わった場合の



ことを考えまして、町の財産としておくことが、交流センターの安定した運営の継続に繋がると判断いたしました。このことにより、今まで株式会社郊楽苑が投資した相当額を町が負担することにいたしたい。また今後、交流センター施設延命に必要な経費につきましても、所有者である町が負担することとして、これにあった契約内容に変更していきたいと考えております。

わかりづらいと思いますので、具体例をもって説明させていただきます。本件について、現在、町と郊楽苑が賃貸という話でしたが、町は大家で株式会社郊楽苑は店子という関係にあります。現在の契約では、現状の姿で貸しますので、施設の維持管理に必要な修繕改修工事は店子でやってくださいというようになっています。この状態にしておきますと、仮に店子が替わったときに、店子が実施した修繕改修工事に関わる部分が撤去されまして、次の借主が継続して営業をできないということが予想されます。このようなことが発生しますと、一定期間、交流センターを休館して、大家で

ある町が施設の修繕改修といったものをしなければ、次に開館できないという状況が発生いたします。このような状況が起きないように、先程申し上げましたように店子が替わった時のことを考え、町の財産としておくことが交流センターの安定した運営の継続に繋がるものと判断いたしまして、今回店子である株式会社郊楽苑が実施した施設の維持管理に必要な修繕改修工事等に関わる経費について、町が負担しようというものでございます。また、法律的にも民法の中では、大家は賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うと民法上なっています。また、民法の中では、店子は賃借物について大家の負担に属する必要費用を支出した時は大家に対し直ちにその償還を請求することができる、という様に規定されているため、町は賃貸物の使用及び収益に必要な修繕費を請求された時は、支払う義務があると民法上なっております。

今、申し上げましたように、町の負担ですという話でしたけど、運営費はこの件とは全く別の件でありまして、どこの民間業者も運営に対して自助努力されているというのと同様に、株式会社郊楽苑につきましても、よりいっそうのサービスの向上を望んではおりますが、町として運営費に対する補助は考えておりませんということです。

現在、株式会社郊楽苑と平成21年8月1日から平成26年3月31日までの賃貸借契約期間中ではありますが、今回契約書等の内容を変更することは平成21年5月1日に公表しました旧郊楽苑借受事業者募集要綱にそぐわないということにはなりますが、交流センターの営業を中断せずに継続的な営業を図ることによりまして、引き続き合宿や観光の拠点、地産地消の発信及び町民の入浴機会の確保など福祉対策に寄与するものと考えられますので、契約期間中ではありますが、今回、町の基本的方針を変更いたしたく、町民の皆様のご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、源泉施設と水道水の給水施設に関わる必要な修繕や改修工事等に関しましては、町の経費負担で行うようになっておりましたが、今までこれに関わる電気代を株式会社郊楽苑が支払っていたことが判明致しました。これにつきましても町が支払うこととしたいと考えております。

このほか、交流センター自体は町の財産であることから、施設維持に必要な各種法定点検につきましても町が負担することとしたいと考えております。なお、これらの具体的な金額につきましても、現在調査中でございます。

郊楽苑は別海市街でも重要な公衆浴場であり、交流、観光、福祉の観点からも果たす役割は非常に大きいと考えております。さらに、町内の入浴施設はどこも厳しい経営状況を強いられております。地域にとって必要な入浴施設は、町民の福祉対策として必要な施設との観点から、これらに対する実効性のある支援策を講じていきたいと考えているところです。

また、郊楽苑は昨年発生した東北大震災の教訓から、災害時対応施設としても重要な施設であると考えているところであり、今後も町民の皆さんの大切な公共施設として維持存続していきたいと考えております。町民の皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

7 懇談（質疑・応答）

○郊楽苑について、わかりづらい部分がありましたので、具体的にお答えいただければと思います。これまでかかったさまざまな電気代や法定点検についての支払いを、株式会社郊楽苑に支払うというふうに聞こえたのですが、間違いありませんか。

（産業振興部長）

今言われましたように、電気代と法定点検料については支払うと、それと修繕改修工事の本体にかかる分については町が負担するということです。

電気代につきましては、温泉の源泉の部分とそれに関わる水道の給水施設について



は、当初から町が負担するということになっておりますので、それはそういう決まりですが、それにかかわるポンプを動かすための電気代などといったものは、本来源泉や給水に付随して町が支払わなければならないのを、郊楽苑が払っていたと。最初から源泉給水はこちらで払うという部分ですので、電気代はこちらで払うということです。

○一般的に言うと、そんなことになるのかなと疑問なのですが、要するに当初の計画ではどのようになっていたのですか。

第三セクターから一般の民間会社に移譲されたわけですね。当然、町としては大家ですから、ある一定の賃貸の場合は、色々な制約があったりするというのはなんとなくわかるのですが、平成21年5月に契約をされた時に、そういった細かい部分についてはお互いにわかっていて契約をされたと思うので、今そういう問題が起こるというのは不思議ではないのですが。

（町長）

先程も言いましたように、契約の内容自体が民法また借地借家法含めて、極めて法律に反する契約だったといわざるを得ないと思っております。契約をする時にそういう観点が抜けていたということは確かだと思っておりますので、率直にお詫びしなければならないと思っております。

また、電気にしても水道にしても、あそこは高い場所ですから、普通であれば民間の皆さんにそこをポンプアップするのに、電気代を町が徴収しているなんて例はないわけですし、高台に運ぶために水道を設置しておりますが、そこにポンプアップする時、色々なところでそういう事はあるのですが、郊楽苑もそういう事でございまして、それについては町がもともと負担するということでありましたが、株式会社郊楽苑に

支払わせていたということでございますので、その分については当然返還しなければならないと思いますので、そういう面については我々もミスは素直に認めざるを得ないと思っております。

○私たちのような素人がやるのではないので、こういうことが有り得るのかなと思うのですが、そういう部分では、契約上のミスがあったのでわかってくれと言われても、不可解に感じます。

それと、修繕費用の話ですが、まだ移譲してから３～４年ですよ。建設されてから、長年経っているわけだからある一定の修繕費用はあるのかなと思うのですが、この費用というのは、どのようなところでどんな修繕があったのか、金額的なことでもいいし、わかる範囲で聞きたいと思います。

（町長）

今、精査している段階ですので、その辺は定かな答えにはならないのですが、いずれにしても平成２１年で郊楽苑が建設されて１８年が経過しております。その間、老朽化が進んでいたということで、本来は賃貸してその営業が始まる前に色々なことを調査し、修繕しなくてはならないところは修繕してお貸しするというのが本来の姿かもしれませんが、なかなかその辺の調査ができなくて、営業が始まる前に調査していた段階で色々なところが老朽化していて直さないと使えないという状況が見つかったということで、契約上そのようなことになっておりましたので、株式会社郊楽苑が自分たちで資金繰りをし、維持補修をしていたということで、基本的な町としての負担については、最低限郊楽苑の宿泊、入浴、レストランなど、以前と同様な営業を継続してくださいといった話で進んだものでありますので、それに関わる基本的なものについてはやはり大家が維持補修についてはやるというのが本来の姿だと思っております。

（産業振興部長）

先ほど申し上げました通り、金額については現在、調査中ということで把握しておりません。ただ大きなものとしては、当初、株式会社郊楽苑に貸付するにあたって、施設内の給水ですとか風呂場の脱衣所の床が抜けているといったものが工事として行われたということを把握しておりますが、それだけではない様ですので、それについては株式会社郊楽苑の方から出してもらって精査するというので、調査中ということでございます。

○一つだけ気になっているのは、２０年足らずで色々補修箇所が出てきたということについてどうこう言うつもりはありませんが、少なくとも最初の段階でしっかりした契約を結んで、途中で混ざっていた部分もあったという事でしたが、こういう事もできてしまうと、この後もかなりの費用負担というのが出てくるのではないかなという

気がするのですが。ただ勘違いして欲しくないのは、別海町の真ん中に温泉が出ていながら、利用できないことは良いとは思いません。温泉が利用できるような形で、何とかしてほしいという気持ちでいます。しかし、町民の負担が増えるような事は、あまり良いことではないし、少なくとも民間の会社に移譲してやっているわけですからできればもう少し良い方法がないのかなと考えてしまうのですけども、今のような状況でやっていかななくてはならないのでしょうか。

（町長）

我々も民間の方にやってもらうのが、最小限のコストで運営をしていただけるということで、なるべく安いコストでやってもらうということを選択したわけでございます。いずれにしても、指定管理については、経営が赤字にならないよう、ある程度、町が維持運営していくために必要な補修をしながらやっていくということですので、民間の皆さんに賃貸という形になったわけですが、そのほうがコスト的に安く上がるということで、こういう形を選択したということでございます。



現在、20年ちょっと経過しておりますが、この施設を運営していくための維持補修は、運営していく以上必ずついて回ります。従って、これから、専門家でないとわからない部分もありますので、今後、この郊楽苑の施設が何年使用可能なのか、どのような維持補修が必要なのかということも含めまして、専門家にも依頼しながら計画的にやっていくということでございます。今後、これが必要な施設として維持していくためには、引き続きメンテナンスをしていかなければ維持はできないということですので、税金を使うということでございますが、なるべく負担を少なくするよう我々ももちろん考えます。いずれにしても、必要な施設ということでございますので、皆様にお示しをしながら、郊楽苑の維持・運営をこれからも努力していきたいと思っています。

○今の話からしますと、このままではいと言うわけにはいかないと思います。できればこのことについて具体化されたら、またこのような会を持っていただけたらと思います。今のよう形では、全く今後1～2年の間にどういうことをやってどうするのか見えていません。できれば、年内にもう一度、この事やほかの事を含めてでも結構なので、こういう機会を作っていただけたらと、要望したいと思います。

（町長）

もちろん、そういうことについても検討させていただきたいと思いますが、このことにつきましては9月の議会で提案させていただきたいと思います。そういうことで、

議会の皆さんにも、このことについて十分議論していただけたと思います。そのことも含めまして、検討していきたいと思っておりますが、あまり時間がないということもございまして確約はできませんが、結果報告についても検討させていただきます。

○今のことに関連してですが、株式会社郊楽苑に対しては、運営費については持ってもらって、その他の維持費については町が負担しますよというお話ですよ。平成21年に契約する時、民営化に移す時に、民法で何条何項の何々というように必ず出てくると思うのですが、これは、当然、町は民間に移すのですから、調べた結果がこの様な状況になるということは普通ありえないですよ。それができなかったということは、あくまでも、郊楽苑は町からすぐにでも放したいと、経費がかかるのでいかに早く民営化に移したいという焦りからの結果がこういう状況になったのではないかと思います。振興部長が色々な経費についても精査しているということについても、当然契約した時点で相手側は相当な経費をかけて施設を直していますよね。当然、郊楽苑の代表者は直す時の見積書をとっているわけですよ。やはり町もそれを全部提供してもらおうということをしなければ、上乘せということもあります。おそらくそういうことはないだろうと思いますけども、やはりそういう調査もきちんと、民法で定められたとおりやるとなれば、それは町のほうから入るのか、第三者を入れてやるのか、それもきちんとやっていただかないと、町民の税金をいかに少なくするよう考えていただかなければならない方たちから、逆に間違っていましたと、町税からこれだけの負担をしなければならないのだということですから、本当に理解してもらおうということになれば、それまできちんと出さないと大変なことだと思います。そして、これからの見直しをし、継続して契約することになれば、本当に維持費については年間およそどのくらいかかるのか、それは町民へ大家として公表しなければならない部分も出てくると思います。これは、毎年町民にわかるように報告していただければと思いますので、その辺を検討課題としてどうでしょうか。

(町長)

今、おっしゃったことはその通りでございます。そういう工事に関する書類がないと認めるわけにはいきませんから、当然、そういう精査もしっかりやります。そして、町が負担をするという前提ではなく、株式会社郊楽苑が維持修繕したわけですから、民間ですので経費のかからないように、町であれば公共事業という形で工事をやってもらうということになって高上がりにならざるを得ないということがございますけども、そういうことではございませんので、少しでも安い経費で補修しようということと民間の方がやられておりますので、その辺は我々がやるよりも安い価格で行われていると思います。もちろん書類上もピシッとしていないとそれを認めるわけにはいきませんので、そこら辺はしっかりと精査していきたいと思っております。

また、あくまでも議会に提案させていただいて、予算措置をするということでございますので、議会の承認をいただいて執行されるということですから、すべて町民の

皆さんに公表されるものでございます。そのことについても一切隠し立てするというものはございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○最後に一つだけ、郊楽苑はあくまでも民間ですけども、その他の運営以外については町が負担しますよという最終的な契約を結ぶということですよね。

（町長）

先程も言いましたように、ちゃんとした法令上に耐えられるような契約に見直すということでございます。運営以外は全部ということでございますけども、その中でも細々としたものはあるわけですから、何もかも全部、運営以外施設に関して全てを町がやるということありませんので、その辺の基準をしっかり作って契約上反映させていくということでございますので、全てということではございません。

○今の郊楽苑の、大家さんと店子の関係は理解できましたけども、もうひとつの特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターですが、基本的にこれも法人に運営していただくのがよいと判断した部分ですよね。これについても同じように、大家さんと店子の関係と判断してもよろしいですか。

（町長）

特老のほうは民設民営でして、建てるのは本来、引き継いでもらう社会福祉法人柏の実会が建てて、運営する。しかし、柏の実会が借入れをして建てますけども、当初の建設費については町が負担をするということです。維持補修含めて、これからの柏の実会がやっていくということで、郊楽苑とは違います。最初の建設費だけ町が負担するということです。経営の移譲に関する色々な件がございますが、その一部も負担することになるかもしれませんけども、建設した建物についての維持補修など全て、柏の実会が経営の中でやっていくことになります。



ただ、今の特別養護老人ホームの職員が異動します。その過渡期として町の負担がある部分もあるかもしれません。それと町としての福祉政策として、低所得者の皆さんも入所できるように、町としてのいろいろな政策があります。その町としての政策については、柏の実会に払うということはありませんけど、建物としてはありません。

○今、町長から民間に委託したいとお話がありましたけど、先日べつかいだよりに監査報告がありまして、社会福祉法人のほうで監査指摘がありましたよね。そういう業

者に委託して大丈夫なのかなと、町民にすれば、本当に社会福祉法人がきちんとやっているのかなと。今の理事長は、町の天下りの人がやっているのかなと思われる部分もあるのですが、それは別にしてもその辺きちんとできる、預ける側にすればそれが一番大事なことです。委託はしたけれど、最終的に町でやらなければならない状況にならないのか、と心配もないわけではないです。ならないようにしていただければいいですが、その辺も十分気を付けていただければと思います。

それと、個室の問題ですが、説明ありましたように老人の方については個室が良いという調査の結果があったという話を聞かされたのですが、人によって違うと思うのです。逆に個室型になれば、誰もいませんから独りで認知症が酷くなるという話も聞きますので、個室も良いですけども、今のように2人部屋だとか、一人ひとりの性格にあった施設があれば一番いいのですが、できれば1人よりも2人くらいが理想かなと思います。今、お袋もお世話になっていきますので、色々なおじいちゃんおばあちゃんにお話聞きますと、そういうお話がありましたので、どうなのか聞かせていただきたいと思います。

（福祉部次長）

先ほどお話をさせていただきましたけども、補助金の関係がございまして、基本的には定員一名というのが補助の概要になっております。そういったこともございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○施設についての補助金についてはわかりました。

個室になりますとスタッフの増員も必要となると思います。今、94人位が100人になり、6人増えます。今、別海の老人ホームは86名位入所しています。現在、交代制で30～40人のスタッフでやっていますが、それでもギリギリの線でやっているようでございます。預けている側としても、町ですから、なんとか安心してお願いできるのかなと思いますけど、民営化となるとかなり変わるのではないかという不安もあります。その辺はどうですか。

（町長）

おっしゃるとおり、個室になると人員も増やさなければなりません。したがって、当然、人員の増員も考えておりますし、心配されることもありますが、今の特養ホームのスタッフの皆さんが、なるべく多く、スムーズに新しい柏の実会に移行してもらって、そういうベテランの皆さんがしっかりとやっていただけるということで、入所されている皆さんの心配も和らぐのではと思います。

あと、2人部屋が良いのではないかという話もございましたが、先程も言いましたように、介護保険法の中に国も個室でプライバシーをしっかりと守るということで、1人部屋というものを奨励しています。補助金の関係もあってということもございますが、色々なご意見があろうかと思いますが、その辺のところは最終的に入所される方

が快適な生活を送れるようにということで、我々も個室という結論を出したということもございます。ぜひその辺は、今後ともしっかりそういう方向で入所されている皆様方に答えられるような経営を移譲してもやっていただけるように今後も密接に、連携の下、これから運営していただくということで、現在、柏の実会と協議、調整をしているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思いますところでございます。

○利用料金は、町のほうでやればある程度負担を少なく入れるようにしていただいていると思います。民間に渡しますと、施設は新築になりますので、スタッフも増えるなど色々な面で経費が増額になっていくと思います。ですからそれをどうやって運営していくのかということが問題になっていくと思います。そうすると、最終的に利用料金が上がる。いかに安くやってもらえるかというのが町民としても願うところです。ですから、今、最低でも4～5万円位で入れるというところが、民営化になれば何万円も上がるということはないと思います。ただ、それ以外に、病院でいいますと自己負担以外に入院すると保険以外というのがありますが、老人ホームについてもあるんですよ。

その辺、どこまで利用料金の中でみていただけるのか、その他にかかったものは個人負担だというのは、利用している方々には、当然、引越す前に説明会というものが要ると思います。利用している方の意見というのはなかなか聞けないと思いますので、利用料金や負担に関わる部分については、町や社会福祉法人が説明していただかなければと思いますので、お願いしておきたいと思います。

○教育委員会にお聞きしたいと思います。別海町は学力について北海道の中でも低下しているということで、この1～2年間騒がれてきていますが、私から見れば、別海町として教育委員会は、学校や子供たちに対して、今後どのような方法でレベルアップさせるのか、学校へどのような指導をしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

（教育長）

別海町の学力の問題ですけれども、実はと言うと、思ったよりも悪くはないです。けれども、決してすばらしい成績とも言えません。根室管内の中では非常に良い成績です。けれども、これからもっと良くしていかなければならない、

北海道教育長が平成26年度までに全国平均以上にするという公約をいたしました。そういった意味で、別海町の子供たちの学力をもっと高めるべく、今努力しているところです。それにはまず、教員の資質向上が一番手っ取り早いのではないかと。これについてはそれぞれの教員個々の努力が必要です。色々な研究会に出掛けて、授業力を向上させるのはもちろんですが、今の学校体制の中では、なかなかその研究会に出掛けられないという実態もあります。例えば、小学校でいえば、担任以外の先生は

校長と教頭くらいしかいませんので、研修に出掛けますと校長や教頭が補欠授業をすることになります。そういったことで、校長や教頭が協力をしなければ、研究会にはなかなか出て行けない実態もあります。けれども、できるだけ協力をしてほしいと、校長や教頭をお願いしているところがございます。

次に、子供たちひとりひとりの生活習慣の見直しです。『早寝、早起き、朝ごはん、テレビを止めて外遊び』、これも6～7年目になるのですが、当初は肥満児対策のためでした。別海町の10歳の子供は、全国平均に比べますと、3倍の肥満児がいるという実態がありました。なぜかと言いますと、正直なところ歩いていません。スクールバスでの学校登校が進められた結果、子供たちが歩かなくなりました。市街地の子供はわりと歩きます。大学の先生が来て、比較して調べてくれたのですが、別海町の子供は本当に歩いていません。雨が降れば、親が車で送ってくれます。親切で良いのですが、逆に過保護になっているのではないかという問題もあります。

それから、子供たちが夜遅くまでテレビを見たり、ゲームをしたり、携帯電話で遊んだりいろいろな実態があります。そんなことで、夜の11時12時になってやっと寝る。そうすると朝起きれない。夜11時12時まで間食をしています。別海町の子供たちだけではないのですが、箱買いをし、スーパーでちょっと買ってくるのではなくて、箱で清涼飲料水やスナック菓子などを買ってきて置いてありますので、いつでも食べられるような状況になっている家庭もあります。そういう食生活の乱れが朝ごはんを食べさせなくなりました。そして、1～2時間目は眠くて、勉強が頭に入らないという実態もあります。それを直すために、『早寝、早起き、朝ごはん、テレビを止めて外遊び』



を推奨しました。結果としては、良い方向に向かっております。けれども、まだまだ家庭の協力が必要です。お父さんお母さんの中には、夜になって遊びに行きたい、スポーツをしたいという方が結構います。そうすると、子供を残して行くわけにはいきませんので、体育館などのスポーツ施設に連れて行く。親たちがスポーツをしている間、子供たちはその辺で遊んでいます。そして、夜9時にスポーツが終わると、一緒に家に帰って、お風呂、食事となると、当然寝るのが遅くなる。そういう繰り返しで子供たちをだんだん夜型生活にしていってしまったのではないかと。ですから、ここでは家庭の教育力も非常に重要です。それぞれの学校の校長先生からは、家庭の教育力、つまり普通の子供の普通の生活をさせるようにぜひお願いして欲しいと言っております。そんなことで、学校では教員の力、子供たちの生活習慣を改めること、お父さんお母さん方の協力、この三つ巴でいけばもっと別海町の子供は学習も、あるいは体力も伸びるはずだと確信しております。

○その中で、根室管内は全道的にも、道の教育長が根室管内、次に上川管内というような言われ方をしますので、我々根室管内に住む人間にすれば非常に腹が立つ感じがします。そうならないように、教育長が言われたように、我々も努力しなければならないし、やはり先生以上の教育を受けなければ、なかなか今の時代には着いていけないと思います。1週間のあいだの5日間の中で、中学校は今年から34時間増えました。去年は小学校。それだけの教育時間が短縮されて、また時間が増えましたので、先生方が先生の勉強を自らしていけないと、子供に教えていけない状況になってきていると思います。ですからその辺は教育委員会のほうから十分、新人採用する時に新人教育というものをやっていますので、どんどんそういうものを徹底してやっていただければと思います。それと子供を預ける側にすれば、学校に行っている間は先生方、家庭に戻れば親が中心となれば、教育長が言われるように良い子供が育っていくだろうと期待もしております。ですから、別海町としても、それを基本的に、毎年そういう方向でやっていただければと思いますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

（教育長）

一つだけ訂正しておきますけれども、いつも道教委が言う成績が悪いところは、根室と日高です。上川は非常に良いほうですのでそれだけ訂正しておきます。

おっしゃる通り、いろいろな意味で努力していかなければなりません。別海町は決して頭が悪いわけではないのです。努力すれば出来るのです。それは教師も保護者も、子供たちも三つ巴になってやれば必ず達成できると確信しております。ご協力ください。

○この郊楽苑、特養の行政運営の仕方というのは、非常にこれからの行政運営へ、将来的に進むべく道を先端的に取り掛かっているというふうに評価しているところであります。ただ、郊楽苑に関しましては、色々ご説明ありましており、存在意義に関してですが、まさにその通りでありまして、住民にとってもこの温泉施設はなくてはならないものとなっておりますし、これから、食の魅力を高めて観光に繋げていくといった面からいっても、拠点施設として重要になってくるのかなと思います。

それと行財政改革に取り組まれて、ある一定の成果を出されてきたということに関しまして、評価に値するものだと思っております。前は、1千3百～9千万円の赤字補填をしていたということで、その辺を民間に任せた時にこの辺はなくなってきたということもあります。ただ大家と店子で、いままで大家がすべきことをしないで、結果、一民間企業に赤字を押し付けてきたという部分を民法上きちんとした正規な形に戻しておくという部分では、これは当たり前のことだと思います。決して運営費を補助するわけではございませんので、その辺は、この郊楽苑の存在意義というものも考えたときに、きちんとした調査、精査をした中で説明をし、こういう形をとっていくのがいいのだろうと思っていたところです。今回、契約内容を途中で変えるといった時には、非常に灰色に見られる部分もあるとは思いますが、今までの行財

政改革、または、今までの違ったものを正常に戻すのだという部分での説明というものをきちんとしていった時には、理解されるのかなと思っていますところですよ。

我々が疑心暗鬼にならないように、将来、グレードの高い田舎町を目指し、これからの行政運営を行っていただきたいという思いです。今後もよろしくお願いいたします。

（町長）

我々も、行政改革については逆行するつもりはありませんので、今後ともしっかりと町民の皆さんの大切な税金を無駄なところに使うというのは、絶対に慎まなければならないという思いでやっていきたいと思っています。

先程のご質問にもありましたように、郊楽苑との契約について、町から切り離したいと焦ってという話もございました。確かに、契約内容については、法令などをしっかり調べない段階においては、町にとって極めて都合のいい契約でございます。大家と店子に関係に反する、法律上極めてそういう疑いの多い契約になったということもございますが、その辺は先程も言いましたように率直にお詫びを申し上げなければならないと思っています。

いずれにしても、町民の皆さんの郊楽苑の存続に対する要望は強いと思っていますし、色々な意味で町にとっても、町の皆さんにとっても必要な施設だと思っています。それと同時に、行政改革の精神にのっとりた形での運営をしていくのも大切でありますので、そのこともしっかり受け止めながら行政を運営していきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

○基幹産業の酪農について、伺いたいと思います。まず一つ目は、今非常に厳しい中でやっている酪農家ですが、後継者が非常に減っています。なぜこんなに後継者がいなくなってしまったのか。後継者が非常に少なくなってしまったので、この後継者の問題をどのようにやろうとしているのかお聞きしたいです。

二つ目は、別海の酪農工場ではいろいろな乳製品が作られているようですが、別海町の酪農製品、牛乳、チーズなどありますが、別海町のブランド化というものをどこにおいてやっているのかというのが見えてこないというのがあります。牛乳やチーズなど大企業のメーカーのものとあまり変わらない、チーズなんかは決しておいしいとは思わなかったりして、別海町のイメージを製品の中でどのように出そうとしているのか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、スラリーストアの建設がどんどん進んでいて、春には事故もありましたが、スラリーストアの管理は、酪農家個々の問題にもなりますが、法が正規に施行になってから6～7年経っていますし、この問題をだだらやっていくのは決して農家のためにもならないし、町の観光の関係からいっても大変大きな問題ではないかと思っています。川は汚れるは、臭いはどんどん臭くなる一方で、私も農家をしていたのである一定の臭いは覚悟をしているのですが、非常に別海町は臭いです。去年の秋に、浜

のほうに行くと、浜の匂いではなく、スラリーの臭いがして窓も開けてもらえない。こういう状態ですと決して良いことにはならないと思うんですよね。先程言いましたが、溢れ出るということも起きています。そういうことは、酪農家をきちっと見ていくというのは、確かに直接は農協だとかにあるのでしょうかでも、町としてもそのことはきちっとやっていかないと、国営かん排事業のスラリーストアは町の管理下になりますよね。そのことからしても、町はしっかりとした指導をやってもいいのではないかと思います。この3点についてお聞きしたいと思います。

（町長）

まず、後継者不足の問題ですが、基本的には後継者の確保には安定した経営が将来を見据えて続けられるということがあればだいぶ違う話になってくるのだと思います。いずれにしても、TPPなど農業政策は、その時々で長期的な、国の農業の基本的な農業、食糧需給率はこうあるべきだということの政策がしっかりと確認されてこなかったという中で、農業に対する希望や意欲が湧いてこなかったのではという思いです。いずれにしても、これ以上、酪農の担い手、戸数が減っていくということに関しては、本当に厳しい状況になるということですので、国のほうでも青年農業者の支援や、別海町については、酪農研修牧場を含めて、酪農家の新規就農の促進をやってはおりますが、基本的には将来ビジョンがしっかり描ける農業として、根室の農業をどう位置付けていくかという国の農業政策をしっかりと確立していただく、しっかりとした将来的なビジョンを示していただく、そういうことが大事であろうと思います。酪農家の後継者におきましては他の農業よりはあるという状況ではあります。そういうことで町としても基幹産業である酪農をしっかりと維持発展させていくために最低限努力をしていくことと思っております。

（副町長）

後継者対策について、一つ追加いたします。私は研修牧場の社長をしておりまして、今年の総会で承認いただいたのですが、これまで研修牧場は夫婦しか受入をしておりませんでした。そこで、年明けから出来るようにということで、今、単身者の研修生の受入の準備に入っております。したがって、今、JA・普及センター等と協議しながら、この辺は出口をしっかりとしないといくら研修生を作っても困りますから、その出口をきちんと確保するという方向の中でやっております。中には、女性を研修生として送り込む等ということ、今JAの皆さんと検討している最中でございます。併せて、今年から、本州、札幌に研修生の募集の説明会に出掛けているわけですが、これに産業後継者対策相談所も同行させるということで去年の秋口からこれに取り組んでおり、連携してやっていきたいと思います。

酪農工場の社長もやっているのですが、別海町をイメージした製品というのは非常に難しいご質問で、どういう製品が別海町をイメージするのかという、パッケージはそれなりに本州でもご理解いただいているのですが、回答に窮するところでご

ざいます。ただ、新製品の開発にしても組合長会議等を通して、ご理解の下に取り組んでおります。いろいろな照会、問い合わせはございます。その中で、限られた施設です。それと、限られた原料の中で対応しなければならないということですから、なかなか期待に答えられる状況にはなっておりません。こういう関係についてご提案がございましたら、いつでもお受けいたしますので、ご提案いただければ大変ありがたいと思います。

（産業振興部長）

スラリーストアの件でございますけど、かん排事業で整備したスラリーストアにつきましては、事業期間中は事業主体である開発ですけども、事業が終わった段階で町のほうに移譲されると、所有については町ということになります。すでに別海地区では終わっていますので、町の管理下の中で農家が使っているという形になります。スラリーストアについて、臭いや費用効果等が、今年3月の事故以来、特に注目といたしますか、法律が平成16年11月1日から施行されて8年が経過した中で、農家の方についても意識が少し薄れるということも感じられましたので、あの事故以降、気持ちを新たに、議会の中でも報告いたしました。短期的に、早急にやらなければならないこと、あるいは中長期的に抜本的に考えていかなければならないこと、というように2つに区分しました。

早急にやらなければならないということで、現在、先程のかん排事業につきましては、きちんと管理をしてくださいということで、農協とはすでに打ち合わせ済みです。もうすぐ農家の方々にそれぞれ指導が入ると思います。それと、一般的に糞尿施設につきましては、新聞でも報道されましたけど、監視員制度ということで、先程言いましたが、法律施行されて8年経っていますので、そういったものについて散布する時に気をつけてくださいという啓発だけで、施設に対して巡視といったものはしていませんでしたので、1年に1回、秋から春にかけ必ず回るということで、今、普及セ

ンター、根室振興局、根釧農試、農協、町、道とチームを組みましてやるべく、この秋から実施したいと思っております。

それと散布の関係につきましても、ただ撒いたのでは河川等への影響があるということで、西春地区から中西のほうにかけまして、以前、魚をはぐくむ森づくりといった事業が行われていたと思うのですが、今、そういった事業に似通った、航空写真で河



川と畑の幅をシステムでチェックしております。河川敷に畑が入り込んでいる施設ですとか、森林の幅が狭いですといったチェックをしておりますので、散布すればストレートに川に流れないようにというものについて、農協を通じて農家の人をお願いをしていこうと思っています。

あと、早急に取り組むことに関しましては、3月の時に溢れたという状況でしたが、今、家畜糞尿施設を整備できる事業は法律が施行されていますのでありません。ですから、町としては溢れないようにと言うだけではなくて、現実的に頭数も増えてきて溢れる状態に近いところがありますので、次のステップとしてラグーンを掘るとか、そういったものに対する手当てが出来ないかといったものも、農協を通じて需要を把握することにしています。それについても、今月中には農協のほうに通知をして集約すると、それらについては9月の議会を目処に考えていますが、その辺のデータがいつ集まるか、出来れば9月に、先ほどの監視の部分と一緒に提案していきたいと思います。

あと、長期的な話ですが、ヨーロッパ辺りでは、土地面積当たりの牛の頭数というものが制限されています。日本ではそういった制限がされていないので、ただ環境的に、ヘクタールあたり何頭くらいが影響ないかという頭数が色々な学者のほうから出ています。それを押し付けようとは思っていませんけども、ただ、一定の基準というものを考えながら、現在、全戸について、頭数と面積について把握しています。それらを割り返すという作業をしていますけど、それをしますと面積に対する頭数が多いですよといったことについても農協を通じて、対処しようかなと、農協とその辺のデータのやり取りをしているところです。これらがこういった形で実行できるかわかりませんが、とりあえず、長期的な現状把握ということで作業をしているところです。

○今の中で、長期的に頭数うんぬんというのがあったのですが、現実にはあのスラリーストアっていうのは、ある一定の頭数を計算して、冬期間もなんともないように、3割の水が入っても心配ないよということで作られているはずですよ。溢れるとなると、それらを見越して頭数を増やしているわけですから、まだこの中で1つや2つあったラグーンを、もう一つストアを作ってというふうにどんどんなっているのですよね。これは地方の考え方がついていけないような状況で、酪農家のほうがどんどん進んで多頭化にいつているのではないかなと思うので、この辺も考えていかないと。先程町長の話の中でもありましたけども、本当に安心して経営をやっていける状態というものは果たして今のままでいいのかと。本気でかかっていかないと後継者の問題にしろ、経営の問題にしろ、解決しないと思うので、国の考え方は国の考え方で、出来れば行政としても、町の基幹産業の一つですし、特に別海町は酪農の生産力が高いわけですから、きちんとした形を町独自として作ってほしいというのが要望です。

○地域の連合町内等の関係で、1～2点お願いしたいと思っております。

まず、街路灯の関係です。防犯街路灯ですが、現在、町からは9割程度の補助はいただいておりますが、このことについては、将来的になるべく早い時期に全額、町が負担をしていただきたい。以前にそんなような話を聞いておりまして、我々も期待をしていたところでありますが、検討していただきたいと思っております。

それと同時に、市街地につきましては、駅前含めて別海はかなりの群落があるのでしょうが、防犯街路灯は、3年くらい前、省エネ関係の対策がございましたが、まだ別海町の中では残っている部分があると思います。確か、国の事業で急遽やられたと思いますので、全ネット化が出来なかったのかなと思いますが、その辺も含めて、省エネあるいは経費の節減という面で検討していただきたいと思っております。

（総務部長）

省エネエバーライトの関係ですけれども、省エネ街灯につきましては、おっしゃられた通り、国の補助事業によって市街地の一部を整備してまいりましたが、まだ残っている部分もございます。

それから、補助金の1割を各連合町内会で負担していただいておりますけれども、これにつきましては、他の町内からも10割を町で負担をとご要望もいただいておりますが、現状では町の財政等を考え、もうしばらく各地域のご協力をお願いしているところでございます。

いずれにしても、補助の残りの1割の部分、それから省エネライトへの交換につきましてもご要望を承りまして、今後の事業計画の中で取り組んでいけるかどうか検証させていただきたいと思っております。

○別海町でもメガソーラーの構想があると伺っておりますが、現時点で支障がなければ、計画について説明いただければと思います。

（総務部長）

去年の秋くらいから、民間の太陽光発電を手がける業者が、適地を別海で探していたということは事実でございます。

始まりは、光進小中学校の跡地利用というところから、あの土地にターゲットを置いて現地の確認に来たという状況でございますけれども、いろいろな条件がございまして、発電した電気を送電する高圧送電線が付近を通っているかどうかや、そういった条件になかなか一致しませんで、町内数箇所の町有地について照会がありましたが、その時点では適地が見つけれなかったということです。

現在、ある業者が別海市街地内で一部遊休町有地について打診をしてきております。ただ、現状では、農用地ということで、農地転用等の手続きを踏まなければ、建設ができないということ、それからその意向が継続されれば、結構大きな施設となりますので、地元の町内会の皆さんだとかの合意を得られればこの話が進んでいく可能性があるのかなという現状です。

○町の自治基本条例が施行されて2年目に入っていると思いますが、その成果や効果というものは、条例の中でも検討するということになっていると思いますが、現時点でどんな風に考えられておりますか。

（町長）

まだ1年ちょっとということで、そういう面では主立った成果はこれだとはならないかもしれませんが、町としては条例について、皆さんにさまざまな情報をしっかりお伝えして、情報を共有していく、その中で町の行政に対して町民の目線で色々な提案が出てくると期待しております。今後とも町民の皆さんに基本条例の中身がしっかり伝わっていくことが、大切なことだと思います。まずその辺をどうやって今後努力をしていくかを検討していきまして、皆さんに基本条例含めてもっと理解をしていただく努力をしていくことが必要かなと思っております。

○現在、光進小中学校の建物がそのまま使用されていない状態ですけども、町としては今後どのような方法で運営していくのか、それとも民間に渡すのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

（教育部長）

光進小中学校の利活用につきましては、これまでも町のホームページや文科省のホームページ、情報誌に掲載するなどして民間の活用を図るようなことで進めてきました。そういった中で、利活用について公募も行ってきたところですけども、数件の照会はありましたが、結果は見えない状況にあります。先程メガソーラーということでお話がありましたが、なかなか条件が合わないという状況で、民間の活用については難しい状況になっています。

町としても教育委員会としても、何かの社会教育施設として、スポーツ少年団あるいは学習の講座のために社会教育として、宿泊体験施設として活用できないかというようなことを検討してきましてけども、宿泊体験施設とした場合、消防法、建築基準法で色々な制限が出てくるということで、改修工事をした場合多額なお金がかかるといような状況で、財源的にも厳しく困難な状況であるということになっております。

（町長）

あの施設については、立派な施設ということで、色々と検討したことについてお話がありましたが、早急に教育委員会の皆さんと話を詰めて、なんらかの形で有効に利用できるように、使用することを前提に検討していきたいと思います。

8 閉会の挨拶 （町長）

今日は、2点を含めて、皆さんにいろいろな意見を伺いました。大変貴重なご意見だと思っております。そのことについてお礼を申し上げたいと思いますし、ぜひ、これからの行政運営につきましてしっかりと皆さんのご意見を検討させていただきまして、できるだけ反映をしていきたいと考えておりますので、今後ともこういう地域懇談会という形ではなくても、それぞれ何名かお集まりになった時に町の話を知りたいという機会を作っていただけたら、どこにでも飛んでいく所存でございますので、ぜ

ひそういうことについてもご検討いただけたらと思っているところでございます。今日は夜分遅くまで、お疲れのところお集まりいただきまして、貴重なご意見をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

9 閉 会 （総務部長）